

独立行政法人地域医療機能推進機構 中期目標 新旧対照表

中 期 目 標 (第 2 期案)	中 期 目 標 (第 1 期)
独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。 2019 年 ●月 ●日 厚生労働大臣 根本 匠	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。 平成 26 年 3 月 7 日 平成 27 年 11 月 9 日改正 厚生労働大臣 田村 憲久
第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割	(前文)
急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025 年までにいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。 その中で、医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。 同時に、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。 このような状況の中、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があることから、厚生労働省としては、地域ごとにバランス	急速な少子高齢化の進行など医療を取り巻く環境が大きく変わる中、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が喫緊の課題となっている。このため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患（以下「5 疾病」という。）並びに地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（以下「5 事業」という。）並びに在宅医療は、都道府県の医療計画等に基づき効率的で質の高い医療提供体制の構築が進められている。 こうした中、社会保険料を財源として設置され昭和 20 年代から公益法人によって運営されてきた社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の 57 病院は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の改正により、平成 26 年 4 月以降は地域医療機構が運営することとなる。 これらの病院群は、全国的な病院展開をしており、救急からリハビリまでの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）が併設されている等の特長ある運営を行ってきた。地域医療機構への移行後は、これら

中 期 目 標 （第 2 期案）	中 期 目 標 （第 1 期）
のとれた病床の機能の分化・連携を進めるとともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護サービスの充実を図るための取組を進めているところである。 地域医療機構は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）が併設されているという特長を有している。地域医療機構においてはこれらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患（以下「5 疾病」という。）、並びに、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（以下「5 事業」という。）、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められている。 このため、地域医療機構の主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、地域医療機構の資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営していくものとする。 （別添）政策体系図	の特長、実績を活かしつつ、地域の医療関係者等との協力の下、5 疾病 5 事業、リハビリテーション、在宅医療、その他地域において必要とされる医療及び介護（以下「医療等」という。）を提供し、誰もが安心して医療・介護を受けることができる環境づくりに積極的に取り組む姿勢が求められる。また、独立行政法人として求められる透明性、説明責任を十分に果たした運営も求められる。 独立行政法人への移行は、社会保険病院等として運営されていた時期の慣習や旧弊から離れ、新たな法人として変革を実行する絶好の機会であり、この機をとらえ、経営効率を最大限上げるとともに、地域において必要とされる医療等の確実かつ効果的な実施、患者サービスの向上に積極的に取り組み、それらを国民が実感できるよう最大限の努力を期待する。
第 2 中期目標の期間	第 1 中期目標の期間
通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、2019 年 4 月から 2024 年 3 月までの 5 年間とする。	地域医療機構の本中期目標の期間は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 5 年間とする。

中 期 目 標 （第 2 期案）	中 期 目 標 （第 1 期）
第 3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	第 2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項
通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	新設
1 診療事業	1 診療事業等
(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進	(1) 地域において必要とされる医療等の提供
効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、必要かつ十分な医療の提供体制を構築し、都道府県で策定された地域医療構想の実現により一層貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。	新設
① 地域の他の医療機関等との連携 地域の実情に応じ、地域連携クリティカルパスの整備や地域包括ケア病棟の活用などを通して地域の他の医療機関等との連携を図ること。 特に、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医等との連携・協力を一層推進すること。	地域において必要とされる医療等の提供に当たっては、地域の実情に応じ、他の医療機関等とも連携を図ることにより、地域での取組が十分ではない分野を積極的に補完するよう努めること。 また、病院等の運営に当たり、協議会の開催等により、広く病院等の利用者その他の関係者の意見を聞いて参考とし、地域の実情に応じた運営に努めること。 地域において必要とされる医療等を提供する観点から、各病院及び老健施設（以下「病院等」という。）が地域医療機構の病院等として満たすべき要件（地域医療支援に係る機能、5 事業、リハビリテーション、その他）を定め、当該要件を満たした運営を行うよう努めること。
② 5 疾病・5 事業等の実施 これまで地域医療機構の各病院が取り組んできた在宅医療や認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣などの 5 疾	(2) 質の高い医療の提供 から統合 5 疾病 5 事業について、これまで各病院で取り組んできた事業をさらに発展させていくこと。特に、地域医療機構のネットワー

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
病・5事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること。 特に、地域の医療を守るため救急搬送の受入体制の確保に取り組むこと。 また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。	クを活用し、へき地や医師不足地域に対しては、地域のニーズに基づいた協力を努めること。
③ 質の高い医療の提供 チーム医療の実施、クリティカルパスの推進、臨床評価指標の活用等への取組により、質の高い医療を提供すること。	（2）質の高い医療の提供 から統合 さらに、医療の質の向上を図るため、地域連携クリティカルパスや臨床評価指標に係る取組を進めること。
④ 地域におけるリハビリテーションの実施 病院と老健施設を一体的に運営している地域医療機構の特長を活かし、急性期・回復期から維持期まで、シームレスにリハビリテーションを実施することにより、効果的なリハビリテーションを提供すること。	（2）質の高い医療の提供 から統合 リハビリテーションについては、伝統的に実績のある病院等が核となり、地域におけるリハビリテーションにおいてリーダーシップを果たすこと。
⑤ 評価における指標 効果的・効率的な医療提供体制の推進に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 地域で中核的な役割を担うことが求められている又は求められていく病院の救急搬送応需率を毎年度 85%以上とする。（実績値：2017 年度 84.1%） ・ 地域の中核的病院の補完を中心とし、地域に対し全般的な医療を担うことが求められている又は求められていく病院の地域包括ケア病棟の在宅復帰率を毎年度 85%以上とする。（実績値：2016 年度 84.3%、2017 年度 82.5%）	新設
【指標設定及び指標水準の考え方】	新設

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
地域医療構想の実現のためには、地域医療機構の各病院が地域における自院の役割を自覚し、病床の機能分化・連携を進めていく必要がある。 地域で中核的な役割を担うことが求められている、又は求められていく病院では、救急搬送患者の受入を積極的に行う必要があるため、救急搬送応需率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。 地域医療機構の救急搬送応需率の2017年度実績値は高い水準にあるため、引き続きこの水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。 地域の中核的病院の補完を中心とし、地域に対し全般的な医療を担うことが求められている、又は求められていく病院では、地域に密着している病院として、地域の中核的な病院で急性期医療を終えた患者や在宅療養患者等の急変時等の受入等、地域包括ケア病棟を積極的に活用し、その後、患者が自宅等に帰るための在宅復帰支援を行うことが重要であるため、地域包括ケア病棟の在宅復帰率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。 地域包括ケア病棟の在宅復帰率については、2017年度実績値と比較して、より高い2016年度実績値を引き続き維持、向上させることとし、毎年度85%以上と設定する。	
【重要度：高】 地域のニーズの把握に努め、地域の取組が十分でない分野を補完するとともに地域の他の医療機関等との連携を図ることは、「地域包括ケアシステムの構築」及び「医療・介護連携の推進」という厚生労働省の政策目標を達成するために重要な取組であり、重要度が高い。	新設
【難易度：高】	新設

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
救急医療機関の増加率よりも救急搬送患者の増加率の方が高い上に、医師の確保も困難な状況で、既に高い水準にある救急搬送応需率を維持していくことは難易度が高い。 また、今後も一層、高齢化が進展し、認知症患者等の増加により、退院後も医療サービスや介護サービスが必要で在宅復帰が困難な患者が増加すると見込まれることを考えると、地域包括ケア病棟の在宅復帰率について2016年度の水準を維持していくことは難易度が高い。	
（1）効果的・効率的な医療提供体制の推進 及び （2）予防・健康づくりの推進 に統合 ② 5 疾病・5 事業等の実施 これまで地域医療機構の各病院が取り組んできた在宅医療や認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣などの5 疾病・5 事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること。 特に、地域の医療を守るため救急搬送の受入体制の確保に取り組むこと。 また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。 ④ 地域におけるリハビリテーションの実施 病院と老健施設を一体的に運営している地域医療機構の特長を活かし、急性期・回復期から維持期まで、シームレスにリハビリテーションを実施することにより、効果的なリハビリテーションを提供すること。	（2）質の高い医療の提供 5 疾病5 事業について、これまで各病院で取り組んできた事業をさらに発展させていくこと。特に、地域医療機構のネットワークを活用し、へき地や医師不足地域に対しては、地域のニーズに基づいた協力を努めること。 リハビリテーションについては、伝統的に実績のある病院等が核となり、地域におけるリハビリテーションにおいてリーダーシップを果たすこと。 また、健診事業についても実績を活かし、地域住民の主体的な健康の維持増進への取組を進めるため、さらに効果的な健診・保健指導を実施すること。 さらに、医療の質の向上を図るため、地域連携クリティカルパスや臨床評価指標に係る取組を進めること。

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
（2）予防・健康づくりの推進 地域住民に対する健康教室の開催や各種予防接種の実施などを通し、生活習慣病予防をはじめとする地域住民の主体的な健康の維持増進を図ること。 また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること。 ③ 質の高い医療の提供 チーム医療の実施、クリティカルパスの推進、臨床評価指標の活用等への取組により、質の高い医療を実施すること。	
（2）予防・健康づくりの推進 地域住民に対する健康教室の開催や各種予防接種の実施などを通し、生活習慣病予防をはじめとする地域住民の主体的な健康の維持増進を図ること。 また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること。	（2）質の高い医療の提供 から分割 また、健診事業についても実績を活かし、地域住民の主体的な健康の維持増進への取組を進めるため、さらに効果的な健診・保健指導を実施すること。
○ 評価における指標 予防・健康づくりの推進に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 地域住民への教育・研修の実施回数を毎年度 1,000 回以上とする。（実績値：2014～2017 年度平均 1,050.5 回）	新設
【指標設定及び指標水準の考え方】 地域住民の主体的な健康の維持増進のためには、研修や公開講座等を定期的実施することによる地域住民に対する啓発が重要であるため、地域住民への教育・研修の実施回数を予防・健康づくりの推進の実績を測る指標として設定する。 第1期中期目標期間中の水準を維持することとし、毎年度 1,000 回以上とする。	新設

中 期 目 標 （第 2 期 案）	中 期 目 標 （第 1 期）
2 介護事業 地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組むこと。 特に病院に隣接し、病院と一体的に運営されているという地域医療機構の老健施設の特長を活かした医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養又は酸素吸入が必要な者等）の受入や、訪問看護ステーションにおける重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受入を推進する等、安心安全なケアが実施できる体制の充実・強化に取り組むこと。 老健施設等におけるサービスの実施に当たっては、在宅復帰の促進や認知症対策等の国の政策及び利用者等の自宅での介護や看取りのニーズを踏まえた適切な役割を果たすよう努めること。	（3）高齢社会に対応した地域包括ケアの実施 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確立される体制。）づくりが進められている。 地域医療機構においては、約半数の病院に老健施設が附属しているという特色を活かし、医療サービスに加え、老健施設サービス、短期入所、通所リハ、訪問リハ、訪問看護等の複合的なサービスが一体的に提供される拠点として地域包括ケアの推進に努めること。 老人保健施設サービスなど各サービスの実施に当たっては、在宅復帰、認知症対策、看取りへの対応など国の医療及び介護政策を踏まえた適切な役割を果たすよう努めること。
○ 評価における指標 介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、2023 年度までに 55%以上とする。（実績値：2014 年度 34.4%、2015 年度 41.4%、2016 年度 46.9%、2017 年度 50.5%） ・ 訪問看護ステーションの重症者の受入数を、毎年度、前年度より増加させ 2023 年度までに年間 13,000 人以上とする。（実績値：2,016 年度 8,822 人、2017 年度 9,411 人）	新設
【指標設定及び指標水準の考え方】 老健施設について、地域包括ケアシステムを構築する上で、医療から介護への円滑な移行、そして自宅での生活につなげること	新設

中 期 目 標 （第 2 期 案）	中 期 目 標 （第 1 期）
が重要であるため、老健施設の在宅復帰率を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。 在宅復帰率の水準については、2014 年度から 2017 年度までの実績を踏まえ、上昇傾向を維持するため毎年度、前年度より増加させ、2023 年度までに 55%以上と設定する。 訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れが重要であるため、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。 重症者の受入数の水準については、2016 年度及び 2017 年度の実績を踏まえ、毎年度、前年度より増加させ、2023 年度までに年間 13,000 人以上と設定する。	
【重要度：高】 地域包括ケアシステムの構築で重要な介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでシームレスに提供する体制として、老健施設における在宅復帰の促進、在宅復帰後において地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーションにおける体制強化は超高齢社会を迎える我が国の地域包括ケアシステムを構築する上で重要な課題であり、重要度が高い。	新設
【難易度：高】 老健施設の在宅復帰率の全国平均 34.0%（2017 年度）と比較して既に高い水準にある地域医療機構の老健施設の在宅復帰率を率先して更に高めることは難易度が高い。 また、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を 2017 年度実績値の 9,411 人から 13,000 人以上に増加させるには、看護師等の確保が困難な中で 24 時間対応や頻回の訪問に対応するための人材を確保した上で、既存の訪問看護ステーションを大規模な	新設

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
機能強化型の訪問看護ステーションに転換していく必要があり難易度が高い。	
削除	2 調査研究事業 地域医療機能の向上の観点から地域医療機構が実施する取組について、他の地域における課題解決に資するよう、医学生物学的なアプローチのみならず、公衆衛生学・社会的なアプローチも加えた調査研究を行い、地域の実情に応じた医療の提供に活用するとともに、その成果を情報発信すること。 また、地域医療機構が有する全国ネットワークを活用して、E B M（エビデンスに基づく医療（Evidence Based Medicine））推進のための臨床研究を推進するとともに、治験に積極的に取り組むこと。
3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供 利用者が、医療・ケアの内容を理解し、治療等を選択できるよう、利用者やその家族等への説明、利用者やその家族等からの相談体制を充実させ、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること。 全国ネットワークを活用した医療事故の原因や対策等の情報共有により、医療事故や院内感染の防止に努めること。	4 その他の事項 （1）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供及び（2）医療事故・院内感染の防止の推進から移動 （1）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 患者自身が医療の内容を理解し、治療を選択できるように、医療従事者による説明・相談体制の充実などに取り組むこと。 患者の視点に立った良質な医療を提供するため、地域医療機構の有する全国ネットワークやIT等を活用しつつ、医療の標準化や患者にわかりやすい医療の提供に取り組むこと。 また、職種間の協働に基づくチーム医療などを推進すること。 （2）医療事故・院内感染の防止の推進 地域医療機構の有する全国ネットワークを活用しつつ、医療安全対策の充実を図り、医療事故・院内感染の防止に努めること。
○ 評価における指標	新設

中 期 目 標 （第 2 期 案）	中 期 目 標 （第 1 期）
病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 病院の患者満足度調査の「病院全体の満足度」において、入院・外来の「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度 87%以上とする。（実績値：2015 年度 86.2%、2016 年度 87.2%、2017 年度 87.1%） ・ 老健施設の利用者満足度調査の「施設全体の満足度」において、入所・通所の「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度 92%以上とする。（実績値：2016 年度 93.1%、2017 年度 91.9%）	
【指標設定及び指標水準の考え方】 病院において、患者・家族の主体的な治療の選択・意思決定を促し、患者のための医療を提供することは、患者の病院に対しての満足度につながるため、患者満足度調査を患者の視点に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。 老健施設において、利用者やその家族がサービス内容を理解し、選択と意思決定の上、適切なサービスが受けられるよう支援することは、利用者の施設に対する満足度につながるため、利用者満足度調査を利用者の視点に立った介護の提供の実績を測る指標として設定する。 患者満足度調査、利用者満足度調査ともに現状の水準を維持することとし、それぞれ毎年度 87%以上、92%以上と設定する。	新設
4 教育研修事業	3 教育研修事業
全国に 57 施設を有し、地域の医療機関等とも連携しつつ、高度急性期から慢性期まで幅広い医療を提供している地域医療機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスの見直しを図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めること。	地域医療機構の有する特色や全国ネットワークを活用し、地域の医療機関と連携しつつ、地域医療機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパスを構築し、地域医療機構が担う医療等に対する使命感をもった質の高い職員の確保・育成に努めること。地域医療の現場においては、日常的に頻度が高く、幅広い領

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
急速な高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等を踏まえ、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師の育成に努めること。 在宅医療の推進、医師の働き方改革の実現等のため、特定行為に係る看護師の研修を推進すること。 地域の医療・介護の質の向上のため、地域の医療・介護従事者に対する教育にも取り組むこと。 また、地域医療の確保のため附属看護専門学校の適切な運営に努めること。	域の疾病等について適切な対応を行い、かつ、他職種と連携して多様なサービスを包括的に行う医師の役割が期待されていることから、こうした総合的な診療能力を持つ医師の育成にも努めること。 また、EBM の成果の普及や医療と介護の地域連携の促進などを目的として、地域の医療・介護の従事者に対する研修事業の充実を図ること。 さらに、地域住民の健康の意識を高めることなどを目的として、地域社会に貢献する教育活動を実施すること。 これらの教育研修事業を行うことによって得られた知見や成果等を情報発信すること。
○ 評価における指標 教育研修事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 特定行為に係る看護師の研修の修了者を中期目標期間（5年間）中に 250 人以上養成する。 ・ 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（主催、共催を問わず、地域医療機構の職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度 480 回以上とする。	新設
【指標設定及び指標水準の考え方】 特定行為に係る看護師の研修の修了者を増やすことは、チーム医療の推進、地域医療への貢献等質の高い看護師の育成にとって重要であるため、特定行為に係る看護師の研修制度の修了者の養成数を指標とする。 医師の不在時の対応等を考慮し、2025 年までに 1 病棟単位当たり 1 人の特定行為に係る看護師の研修の修了者の配置を目標とした場合、1 年当たり約 50 人の修了者を養成する必要があることから、50 人×5 年間で 250 人以上と設定する。	新設

中 期 目 標 （第 2 期 案）	中 期 目 標 （第 1 期）
地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数については地域医療機構の病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院等（20 病院）が月に 2 回実施すると想定し、20 病院× 2 回×12 か月で年間 480 回以上と設定する。	
3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供に移動 利用者が、医療・ケアの内容を理解し、治療等を選択できるよう、利用者やその家族等への説明、利用者やその家族等からの相談体制を充実させ、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること。 全国ネットワークを活用した医療事故の原因や対策等の情報共有により、医療事故や院内感染の防止に努めること。	4 その他の事項 （1）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 患者自身が医療の内容を理解し、治療を選択できるように、医療従事者による説明・相談体制の充実などに取り組むこと。 患者の視点に立った良質な医療を提供するため、地域医療機構の有する全国ネットワークや IT 等を活用しつつ、医療の標準化や患者にわかりやすい医療の提供に取り組むこと。 また、職種間の協働に基づくチーム医療などを推進すること。 （2）医療事故・院内感染の防止の推進 地域医療機構の有する全国ネットワークを活用しつつ、医療安全対策の充実を図り、医療事故・院内感染の防止に努めること。 （3）災害、重大危機発生時における活動 災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うこと。 （4）洋上の医療体制確保の取組 洋上の医療体制を確保するため、船員保険病院が実施してきた事業（無線医療事業等）について、必要とされる医療を提供する観点から地域医療機構において実施すること。
1 診療事業 （1）効果的・効率的な医療提供体制の推進 に統合 また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。	
第 4 業務運営の効率化に関する事項	第 3 業務運営の効率化に関する事項

中 期 目 標 （第 2 期案）	中 期 目 標 （第 1 期）
通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、効率性、透明性と説明責任が求められる独立行政法人の趣旨を十分に踏まえた運営を行うとともに運営費交付金が交付されない法人として、財政的に自立した運営を行うこと。
1 効率的な業務運営体制の推進	1 業務運営体制
法人全体としての経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。	新設
(1) 組織	(1) 組織
地域医療機構が果たすべき役割を確実に実施できるよう、本部と病院との連携の下、それぞれが求められる役割を適切に果たすこと。 各病院がそれぞれの地域において果たすべき役割を確実に実施できるよう、弾力的に見直しを図り、効率的な病院組織体制とすること。 職員配置については、地域において必要とされる医療等を提供するため、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、地域医療機構のネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置とすること。 さらに、「働き方改革」を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。	地域医療機構が果たすべき使命を確実に実施できるよう、本部と各病院の役割分担、院内組織等を定め、それぞれが求められる役割を適切に果たすこと。 効率的な運営を図る観点から、当中期目標期間において管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。 職員配置については、地域において必要とされる医療等を提供するため、地域医療機構のネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置とすること。
(2) 業績等の評価	(2) 業績等の評価
組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。	組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、本部が各病院の目標管理及び運営実績等に基づく各病院の評価を行うとともに、職員の実績を適切に評価する人事評価を行うこと。

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
	なお、病院ごとの実績については、業務実績報告書において明らかにすること。 （3）内部統制、会計処理に関する事項 独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの整備や研修の実施等による業務の標準化、職員的能力向上を図り、適正な内部統制及び会計処理を確保すること。 その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にする。
第6 その他業務運営に関する重要事項へ移動 独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員的能力向上及び役職員の認識の共有を図り、適正な内部統制を確保するとともに適切に会計を処理すること。 その際、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局通知）を参考にする。 また、モニタリングを通し内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、地域医療機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。	（4）コンプライアンス、監査 会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。 監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること。
第6 その他業務運営に関する重要事項へ移動 地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること。	（5）広報に関する事項 地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的に広報に努める体制を整備すること。
（3）IT化に関する事項 地域の医療機構の人事・給与・会計に係るシステムについて、適時適切に見直し、地域医療機構の経営及び業務の安定を図ること。	（6）IT化に関する事項 業務の効率的な実施の観点から、費用対効果についても考慮しつつ、新法人発足時から円滑な運用が可能となるよう全病院共通の人事・給与・会計に係るシステムを構築し、有効に活用すること。

中 期 目 標 （第2期案）	中 期 目 標 （第1期）
地域医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため、電子カルテの導入を推進すること。 また、医療部門を含めた IT 整備に係る方針、PDCA サイクル計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。	また、地域の医療機能の向上や機構全体の業務を最適化する観点から、医療部門を含めたシステム化に係る方針、計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。
2 業務運営の見直しや効率化による収支改善	2 業務運営の見直しや効率化による収支改善
各病院の特性を活かした良質な医療及び介護の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。	各病院の特性を活かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置などの業務運営の見直しを通じて、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支を改善すること。
削除	（1）経営意識と経営力の向上 運営費交付金が交付されない法人として、財政的に自立した運営が求められていることを踏まえ、研修や職場内における教育訓練（OJT）等を通じて職員の経営意識の向上を図るとともに、月次決算におけるデータ分析を踏まえた経営改善策の実施等により経営力を向上させること。
（1）収入の確保	（2）収益性の向上
地域で必要とされる医療等の提供と医療資源の有効活用を推進するとともに、診療報酬や介護報酬の確保等収益性の向上に努めること。 また、適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。	① 地域で必要とされる医療等の実施 医師の確保、地域の医療機関との連携等により、地域で必要とされる医療等を提供し、診療収入等の増収を図ること。 また、治験等の競争的研究費の獲得に努めること。 ② 医療資源の活用等 病床稼働率の向上、共同利用を含む医療機器の利用率の向上を図り、医療資源の有効活用を促進すること。 ③ 収入の確保 適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。

中 期 目 標 （第 2 期 案）	中 期 目 標 （第 1 期）
（ 2 ） 適 正 な 人 員 配 置 に 関 す る 方 針 適正な人員配置に努めるとともに、通則法に沿った給与水準とすること。	（ 3 ） 業 務 運 営 コ ス ト の 節 減 等 ① 適正な人員配置及び人件費 適正な人員配置に努めるとともに、類似の業務を行っている事業者の給与水準を踏まえた適正な給与水準とすること。
（ 3 ） 材 料 費 後発医薬品の採用促進、同種同効果医薬品の整理、共同購入等の調達方法及び対象品目の見直しを行い、業務収益に対する医薬品費など材料費の比率（材料費率）の低減を図ること。	② 材料費 後発医薬品の採用促進、同種同効果医薬品の整理、共同購入等の調達方法及び対象品目の見直しを行い、医薬品費と消耗品費等の材料費率の節減を図ること。
（ 4 ） 投 資 の 効 率 化 建物整備については、適正な建設単価の設定を行うとともに、個々の病院の経営状況等を踏まえ、医療機能に見合った適切な建物整備とするなどにより、投資の効率化を図ること。 また、大型医療機器については、共同購入を行い、経費の節減を図ること。	③ 施設・医療機器の整備 施設・医療機器の整備については、適正な建設単価の設定やコスト削減に資する一括契約の実施等により、投資の効率化を図る。 また、高額の医療機器については、共同購入を行い、経費の節減を図ること。
（ 5 ） 調 達 等 の 合 理 化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、地域医療機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	④ 調達等の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、地域医療機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。
（一般管理費の節減に係る目標については、本部機能の充実の必要性等も踏まえて検討中）	⑤ 一般管理費の節減 平成 2 6 年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職給付費用を除く。）について、1 5 % 以上節減を図ること。
第 5 財務内容の改善に関する事項	第 4 財務内容の改善に関する事項

中 期 目 標 （第 2 期 案）	中 期 目 標 （第 1 期）
通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。	「第 3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。 各病院がもつ医療資源、地域における医療ニーズや立地条件などの運営環境等を分析・検証するとともに、経営改善に実績のある他の独法の取組も参考に、当該年度が始まるまでに各病院の実情に応じた経営改善の取組を含む事業計画を策定すること。
1 経営の改善	1 経営の改善
財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。	中期目標の期間の各年度の損益計算において経常収支率を 100%以上とすること。
2 長期借入金の償還確実性の確保	2 長期借入金の償還確実性の確保
病院建物や大型医療機器の投資にあたっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。	病院建物や大型医療機器の投資にあたっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。
○ 評価における指標 経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。 中期目標の期間の各年度の損益計算において地域医療機構全体として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を 100%以上とする。（実績値：2014 年度 101.4%、2015 年度 100.9%、2016 年度 100.9%、2017 年度 101.3%）	新設
【指標設定及び指標水準の考え方】 地域医療機構は、運営費交付金が交付されない法人として、他の法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を指標とする。 効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるため、毎年度、地域医療機構全体として 100%以上（黒字）とする。	新設
【難易度：高】	新設

中 期 目 標 (第2期案)	中 期 目 標 (第1期)
病院経営管理指標において、経常利益が黒字の公的医療機関が2014年度以降減少し続ける厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況で、運営費交付金が交付されないことに加え、施設を新設することができない等の法律上の制約がある地域医療機構が、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要事項
通則法第29条第2項第5号の その他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。	新設
1 職員の人事	新設
良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の医療・介護従事者数については、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮すること。	
削除	1 中期計画における数値目標
	本中期目標の主要な事項について、中期計画において数値目標を設定すること。
削除（中期計画に記載）	2 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第16条第1項に定める積立金の処分等に関する事項
	中期目標期間終了後、地域医療機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付すること。
2 内部統制、会計処理	第3 業務運営の効率化に関する事項 から移動
独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員の能力向上及び役職員の認識の共有を図り、適正な内部統制を確保するとともに適切に会計を処理すること。	独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの整備や研修の実施等による業務の標準化、職員の能力向上を図り、適正な内部統制及び会計処理を確保すること。

中 期 目 標 （第 2 期 案）	中 期 目 標 （第 1 期）
その際、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局通知）を参考にすること。 また、モニタリングを通し内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、地域医療機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。	その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすること。
3 コンプライアンス、監査	第 3 業務運営の効率化に関する事項 から移動
会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。 監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること。	会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。 監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること。
4 情報セキュリティ対策の強化	新設
地域の医療機能の向上及び地域医療機構の業務最適化の観点並びに政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃へ防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。	
5 広報に関する事項	第 3 業務運営の効率化に関する事項 から移動
地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること。	地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的に広報に努める体制を整備すること。
6 病院等の譲渡	3 病院等の譲渡
地域医療機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）第 14 条を踏まえた適切な対応を行うこと。	地域医療機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）第 14 条を踏まえた適切な対応を行うこと。
削除	4 会計検査院の指摘

中 期 目 標 （第 2 期案）	中 期 目 標 （第 1 期）
	「平成 2 4 年度決算検査報告」（平成 2 5 年 1 1 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うこと。
7 その他	5 その他
既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、 着実に実施すること。	既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、 着実に実施すること。